

答申第 1137 号

諮問第 1792 号

件名：溶解した文書の量（重さ）がわかる文書の不開示（不存在）決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 5 年 10 月 26 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同年 11 月 9 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分内容及び理由

##### ア 事実経過

##### (ア) 行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 5 年 10 月 26 日に愛知県稲沢警察署（以下、「稲沢警察署」という。）を訪れ、文書廃棄に関する文書等の開示を求める行政文書開示請求書を提出したことから処分庁はこれを受け付けることとした。

開示請求書には行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項として

文書を廃棄するにあたって

①シュレッダーにかけるため、どのような機械を導入しているのか  
わかる文書

②溶解した文書の量（重さ）がわかる文書

③文書を溶解に回したことによって得た収入

（請求日現在稲沢署で保管のもの）

と記載されていた（以下、この開示請求書のうち「②溶解した文書の量（重さ）がわかる文書」の記載を「本件開示請求」という。）。

(イ) 本件開示請求の対象文書の調査

本件開示請求の対象となる文書は、稲沢警察署が行政文書の廃棄を実施した際、溶解により廃棄される文書の重量を記録したものとなる。当該文書について調査したところ稲沢警察署において文書廃棄を行った際に取得され、その後に廃棄されていたことが確認された。そのため、本件開示請求の対象となる行政文書は実施機関が管理していないものと結論づけられた。

(ウ) 行政文書不開示決定

上記(イ)のとおり本件開示請求の対象となる文書を管理していないため、処分庁は、条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、令和 5 年 11 月 9 日付けで行政文書不開示決定（務警発第 13308 号。以下「本件処分」という。）を行った。

なお、本件開示請求以外の請求内容については、別に処分を決定している。

イ 稲沢警察署の文書廃棄について

上記アで述べたとおり、本件開示請求は稲沢警察署が行政文書の廃棄を実施した際、溶解により廃棄される文書の重量を記録したものを求めたと解される。

稲沢警察署では主要な行政文書について、廃棄を実施する際に文書管理関係規程にのっとり廃棄の意思決定を行った後、民間事業者に依頼して処分を行っている。処分方法は裁断及び溶解によるもので、処分の際は稲沢警察署員が処分場所まで同行し、処分状況を目視確認している。その際、現地で廃棄文書の簡易な計量を行い、その結果を記載した伝票が民間事業者から稲沢警察署員に交付され、廃棄完了後には処分した文書の計量結果を記載した証明書（以下「証明書」という。）が民間事業者より稲沢警察署へ提出される。

稲沢警察署の文書廃棄は民間事業者が無償契約に基づき実施しており、財務会計手続の収入及び支出の手続を要しないこと及び文書管理関係規程においても廃棄文書の重量を計測し、記録すべき定めはないことから、その結果を記載した伝票及び証明書は、愛知県警察行政文書管理規程の運用（平成 16 年務警・総務発甲第 140 号）第 5、6(1)に定める共用文書に該当する。

よって、本件開示請求の対象文書である伝票及び証明書については、稲沢警察署において取得した後、廃棄の完了が確認され、担当者から幹部への結果報告もなされたことから、保管の必要性がなくなったものと判断し廃棄したものである。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、本件開示請求の対象となる文書は存在する旨主張している。しかしながら、上記(1)で述べたとおり本件開示請求に係る文書は廃棄済みであり、稲沢警察署では請求内容に合致する行政文書を管理していないことから、本件処分に誤りはなく、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、稲沢警察署が行政文書の廃棄を実施した際、溶解により廃棄される文書の重量が分かる文書である。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 処分庁によれば、稲沢警察署では主要な行政文書について、廃棄を実施する際に文書管理関係規程にのっとり廃棄の意思決定を行った後、民間事業者に依頼して処分を行っているとのことである。そして、廃棄の際には、処分場で同事業者が廃棄文書の簡易な計量を行い、その結果を記載した伝票が同事業者から稲沢警察署員に交付され、また、廃棄完了後には処分した文書の計量結果を記載した証明書が同事業者から同署へ提出されるとのことである。

この伝票及び証明書には、廃棄された文書の重量が記載されていることから、本件請求対象文書に該当するが、これらの文書については、幹部への廃棄完了の結果報告をした後、保管の必要がないことから廃棄したとのことである。

イ 当審査会において処分庁に確認したところ、幹部への廃棄の結果報告は口頭で行っており、廃棄の結果を記載した報告文書を作成することはないとのことである。また、そのほかに文書の重量が記載された文書に該当するものはないとのことである。

ウ これらのことからすれば、本件請求対象文書を管理していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

溶解した文書の量（重さ）がわかる文書  
（請求日現在、稲沢署で保管のもの）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 4 . 19	諮問 (弁明書の写しを添付)
7 . 1 . 28 (第700回審査会)	審議
7 . 2 . 27 (第702回審査会)	審議
7 . 3 . 26	答申